

(平成 27 年 4 月 26 日改正)

# 全日本大学軟式野球連盟 規約

全日本大学軟式野球連盟

# 全日本大学軟式野球連盟規約

## 第一章 総 則

### 第1条(名称及び所在)

本連盟は「全日本大学軟式野球連盟」と称し、本部を東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目27番地7号軟式野球会館内におく。

### 第2条(目的)

本連盟はアマチュアスポーツとしての正しい軟式野球を、本連盟に所属する全ての学生に普及し、その健全なる発展を図るとともに、会員相互の親睦と交流を図り、自覚と規律ある学生の育成に資することを本旨とし、学生軟式野球の普及振興によって平和文化国家建設に寄与するをもって目的とする。

## 第二章 事 業

### 第3条(事業)

本連盟は、第一章第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 全日本大学軟式野球選手権大会の開催
2. 東日本大学軟式野球選手権大会、西日本大学軟式野球選手権大会の開催
3. 軟式野球の普及振興に寄与すると認められる国内外での各種大会の開催、公認、または後援
4. 学生軟式野球に関する刊行物の発行
5. 会員に対する技術指導及び後援
6. 本連盟の目的達成に寄与すると認められる各種事業

## 第三章 会 員

### 第4条(組織及び会員)

本連盟は、別表に記載する加盟連盟により組織され、加盟連盟をもって会員とする。

### 第5条(構成員)

本連盟に加盟する会員連盟に所属する役員、大学軟式野球部ならびにその役員及び部員は本連盟の構成員となる。

### 第6条(資格)

- ① 本連盟の会員は、学校教育法第9章に定められた大学および所在地を異にした大学学部または短期大学（以下「大学」と総称する）を単位とする、中空の軟式ボールを使用する野球部またはそれに準ずるチーム（以下「軟式野球部」という）により組織された連盟でなければならない。

- ② 総会において①項と同等と承認された大学校の軟式野球部ならびにその役員および部員は本連盟の構成員として認められる。

#### 第7条(会員および構成員の義務)

- ① 本連盟の会員は、所定の連盟費を加盟大学軟式野球部の選手名簿を添えて期限内に納入しなければならない。
- ② 本連盟の会員は、その構成員の中から任務に適する役員を選出しなければならない。
- ③ 本連盟の会員ならびに構成員は、本連盟の目的達成のため、本連盟規約を遵守し、一致協力ならびに叡智を結集し、円滑なる業務遂行に務めなければならない。

#### 第8条(新規加盟)

- ① 本連盟への会員加盟は、所定の書式をもって申請し、理事会の承認を経て許可される。
- ② 新規加盟する大学軟式野球部のあった会員は、団体の加盟申請書を本連盟に提出し、理事会の承認を得た後に、その団体を公式戦に出場させることができる。

#### 第9条(脱退)

- ① 脱退を希望する会員は、その事由を文書をもって提出し、学生委員会ならびに理事会の審議を経て、総会の承認を得なければならない。
- ② 脱退する大学軟式野球部があった会員は、その届けを提出し、理事会の承認を得た後、その団体の登録を抹消しなければならない。

#### 第10条(選手資格)

- ① 選手は、本連盟の会員に登録されたものでなければならない。
- ② 大学(硬式)野球部ならびに大学準硬式野球部に登録している者には本連盟の選手資格を与えない。
- ③ 本連盟の選手登録年数は、学校教育法第87条に定められたる最短修業年限内とする。但し、休学は年限に含まず、休学中は選手資格を与えない。
- ④ 短期大学に限り、同一の短期大学専攻科に在学する者の選手資格を認める。但し、その選手の登録年数が4年間を超えることは認められない。休学については前項が同様に適用される。

#### 第11条(禁止事項)

- ① 本連盟の会員または構成員は、本連盟以外の連盟に加盟することはできない。
- ② 本連盟の会員および構成員は、原則として本連盟の主催、主管、公認または後援する大会以外に出場することはできない。
- ③ 本連盟の会員および構成員は、本規約ならびにスポーツ憲章に違反することは認められない。

## 第四章 役員

#### 第12条(役員)

本連盟に下記の役員をおく。

会長、副会長、名誉会長、顧問、参与、理事長、副理事長、理事、学生理事、委員長、副委員長、連盟委員、監査。

#### 第13条(会長)

- ① 会長は本連盟を統率し、本連盟を代表する。
- ② 会長は、理事会の推薦により指名され、総会の承認をもって就任する。

#### 第14条(副会長)

- ① 副会長の定員は若干名とし、会長を補佐する。
- ② 副会長は会長に事故あるとき、会長の職務を代行する。
- ③ 副会長は、理事会の推薦により指名され、総会の承認をもって就任する。

#### 第15条(名誉会長、顧問)

- ① 名誉会長および顧問は、本連盟の運営に助言を与え、適正かつ円滑なる会務の執行を支援する。
- ② 名誉会長は、会長経験者の中から理事会の推薦により指名され、総会の承認をもって就任する。
- ③ 顧問の定員は若干名とし、理事会の推薦により指名され、総会の承認をもって就任する。

#### 第16条(参与)

- ① 参与の定員は若干名とし、本連盟の運営に助言を与え、適性かつ円滑なる会務の執行を支援する。
- ② 参与は、学生軟式野球に理解と情熱を持つ者の中から理事会の推薦により指名され、総会の承認をもって就任する。

#### 第17条(理事長)

- ① 理事長は、本連盟を統括し、本連盟の運営が円滑に行われるために、本規約ならびに理事会、総会の決議を執行する権限を有し、その業務及び責を負う。
- ② 理事長は本連盟の理事のうち、特に軟式野球に対し知識と経験を有し、学生軟式野球に理解と情熱のある者の中から、別に定める方法等で選任される。

#### 第18条(副理事長)

- ① 副理事長の定員は若干名とし、理事長を補佐する。
- ② 副理事長は理事長に事故あるとき、理事長の職務を代行する。
- ③ 副理事長は本連盟の理事のうち、特に軟式野球に知識と経験を有し、学生軟式野球に理解と情熱のある者の中から、理事会における互選で選任される。

#### 第19条(理事)

- ① 理事は会員より選出された各1名とし、理事会の構成員となり、会務を執行する。
- ② 理事会は前項により選出された理事以外に必要なに応じて7名以内の指名理事を選出することができる。
- ③ 理事が、理事長または副理事長に選出された会員は、さらに1名理事を選出することができる。
- ④ 会員または理事会は、軟式野球に対し知識と経験を有し、学生軟式野球に理解と情熱のある者を理事として選出しなければならない。

#### 第20条(学生理事)

- ① 学生理事は、連盟委員のうちから3名とし、原則として委員長および副委員長が兼任する。
- ② 学生理事は、理事会の構成員となりそれぞれ一票の議決権をもつ。

#### 第21条(委員長)

- ① 委員長は、学生委員会を統括し、本連盟の運営が円滑に行われるように努め、その責を負う。
- ② 委員長は、本連盟の連盟委員のうち、軟式野球に知識と経験を有し、学生軟式野球に限りなき情熱を燃やす学生の中から、学生委員会における互選で選任される。

- ③ 委員長は、本連盟の会員および構成員の学生代表者として、学生軟式野球の本分をよく理解し、学生らしい品位ある言動と機敏なる行動を常としなければならない。

#### 第 22 条(副委員長)

- ① 副委員長の定員は 2 名とし、委員長を補佐する。
- ② 副委員長は委員長に事故あるとき、委員長の職務を代行する。
- ③ 副委員長は、本連盟の連盟委員のうち、軟式野球に知識と経験を有し、学生軟式野球に限りなき情熱を燃やす学生の中から、学生委員会における互選で選任される。

#### 第 23 条(連盟委員)

- ① 連盟委員は、本連盟の会員より選出された学生各 1 名とし、学生委員会の構成員となり、会務を執行する。
- ② 会員は、軟式野球に対し知識と経験を有し、学生軟式野球に情熱をもつ学生を連盟委員として選出しなければならない。
- ③ 学生委員会と理事会は、協議の上、連盟委員経験者の中から 2 名以内の指名連盟委員を選出することができる。

#### 第 24 条(監査)

- ① 監査は、本連盟の会計監査にあたる。
- ② 監査は、本連盟の理事会が互選により 3 名以内を選出し、総会の承認をもって就任する。

#### 第 25 条(役員の任期)

- ① 本連盟の役員の任期は以下の通りとする。
  - 1. 会長、副会長、名誉会長、顧問および参与の任期はいずれも 2 年とし、再任を妨げない。但し、会長、副会長については満 70 歳を超えて就任することはできない。
  - 2. 理事および理事のうちより選出される役員の任期は、いずれも 4 月 1 日より翌々年の 3 月 31 日までの 2 年間とし、再任を妨げない。
  - 3. 連盟委員および連盟委員のうちより選出される役員の任期は、いずれも 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までの 1 年間とする。但し、再任を妨げない。
- ② 補欠(役員の増加にともなう補充も含む)のために新たに選出された役員の任期は、前任の残任期間とする。
- ③ 任期満了または信任によって退任する役員は、新たに選任された役員が就任するまでの残務を行う。

#### 第 26 条(役員の辞任)

- ① 会長、副会長、名誉会長、顧問、参与、理事長、副理事長または監査が任期満了以外に辞任する場合は理事会の承認を必要とする。
- ② 理事(学生理事を含む)が任期満了以外に辞任する場合は、理事会の承認を得なければならない。
- ③ 連盟委員が任期満了以外に辞任する場合は、学生委員会の承認を得た後、理事会に報告しなければならない。

#### 第 27 条(役員の罷免)

役員は、本連盟の名誉を著しく傷つけた場合、その職務を怠った場合または不利益をもたらすと認められた場合は、下記により罷免される。

- 1. 会長、副会長、名誉会長、顧問または参与は総会における議決権有権者 2 分の 1 以上の賛成による

決議が得られた場合とする。

2. 理事長、副理事長、理事または学生理事は理事会における議決権有権者 2 分の 1 以上の賛成による決議が得られた場合とする。
3. 連盟委員は学生委員会の決議が得られた場合とする。但し、速やかにその旨を理事会に報告しなければならない。

## 第五章 総 会

### 第 28 条(総会)

- ① 総会は、本連盟における議決機関とし、第 35 条に規定する事項の審議、決定を行う。
- ② 総会は、定例総会、臨時総会の 2 種類とする。

### 第 29 条(総会の開催)

- ① 定例総会は 4 月に開催する。
- ② 臨時総会は、正当な手続きにより請求が行われた場合、これを開催する。

### 第 30 条(総会の招集)

総会の開催は、以下の場合に会長が文書（または電子式文書。この場合、公印は省略する）をもってこれを召集する。

1. 定例総会の場合
2. 理事会が必要と認めた場合
3. 3 分の 1 以上の役員または会員より審議に必要とする事項の提示を受け、会議開催の請願がなされた場合。但し、その請願受理より 30 日以内にこれを開催しなければならない。

### 第 31 条(総会の成立)

- ① 総会は、第 4 章に規定される本連盟役員により構成され、それぞれが発言権を有する。
- ② 総会は、委任状を含め議決権を有するものの過半数の出席をもって成立する。
- ③ 理事または連盟委員が欠席する場合、当該理事または会員の理事長、当該連盟委員の委任状を持った代理人の出席を認める。

### 第 32 条(議決権)

- ① 総会の議決権は、会員にそれぞれ一票を与え、過半数をもって決議される。その際、白票は有効投票数に数えない。但し、賛否同数となった場合は議長に決定権を与える。
- ② 会長、副会長は必要があれば、決議直後に再審議を議長に求めることができる。但し、この際は出席会員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決議する。

### 第 33 条(会議の傍聴)

議長が許可した者は総会を傍聴することができ、議長の許可を得て発言することができる。

### 第 34 条(議長)

総会の議長は、原則として会長が務める。但し、会長は議長を指名しこれを代行させることができる。

### 第 35 条(審議事項)

総会は、以下の事項について審議、承認または決定する。

1. 本連盟の事業計画
2. 予算
3. 決算
4. 会計監査
5. 役員
6. 規約改正
7. その他、本連盟運営上重要とされる事項

#### 第 36 条(議事録)

- ① 総会は、開催ごとに議事録を作成し、第 4 章に規定する本連盟の役員への配布を行い、議長が記名押印の上、これを永久保管する。
- ② 前項の実務については、事務局がこれを行う。

## 第六章 理事会

#### 第 37 条(理事会)

- ① 理事会は、本連盟における審議執行機関であり、本連盟の事業、業務、運営および重要事項について審議執行を行う。
- ② 理事会は、定例理事会および臨時理事会を開催する。

#### 第 38 条(会議の開催)

- ① 定例理事会は、4 月、6 月、2 月に開催する。
- ② 臨時理事会については、第 39 条の規定に基づき開催する。

#### 第 39 条(会議の招集)

理事会の開催は、以下の場合に理事長が文書（または電子式文書。この場合、公印は省略する）をもってこれを開催する。

1. 定例理事会の場合
2. 理事長が必要と認めた場合
3. 3 分の 1 以上の理事会構成員または会員、あるいは学生委員会より審議に必要とする事項の提示を受け、会議開催の請願がなされた場合。但し、その請願受理より 30 日以内にこれを開催しなければならない。

#### 第 40 条(理事会構成員ならびに会議の成立)

- ① 理事会は、理事長、副理事長、理事(指名理事を含む)、学生理事で構成される。
- ② 理事会は、議決権を有する者の過半数以上の出席をもって成立する。
- ③ 理事会は、会長、副会長、名誉会長、顧問、参与の出席を求め、意見を聞くことができる。
- ④ 理事会構成員（指名理事を除く）が欠席する場合、当該構成員の委任状をもった代理人の出席を認め、代理人には議決権を与える。但し、代理人は当該連盟会員(連盟)の理事または委員長でなければならない。
- ⑤ 指名理事が欠席する場合、代理出席は認めない。但し、委任状を提出することができる。

#### 第 41 条(議決権)

理事会の審議事項は、出席理事会構成員にそれぞれ一票を与え、過半数をもって決議される。その際、白票は有効票数に数えない。但し、賛否同数になった場合は議長に決定権を与える。

#### 第 42 条(議長)

定例理事会、臨時理事会の議長は原則として理事長が務める。但し、理事長は、議長を指名して、これを代行させることができる。

#### 第 43 条(会議の傍聴)

理事会が許可した者は会議を傍聴することができ、議長の許可を得て発言することができる。

#### 第 44 条(議事録)

- ① 理事会は、会議開催ごとに議事録を作成し、第 4 章に規定する本連盟の役員への配布を行い、議長が記名押印の上、これを永久保管する。
- ② 前項の実務については、事務局がこれを行う。

## 第七章 学生委員会

#### 第 45 条(学生委員会)

- ① 学生委員会は、本連盟の事業、業務、運営、重要事項について理事会に対し意見具申を行う。
- ② 学生委員会は、本連盟の決定事項について、周知徹底し、これを実行する。
- ③ 学生委員会は、定例学生委員会および臨時学生委員会を開催する。

#### 第 46 条(会議の開催)

- ① 定例学生委員会は、4 月、6 月、2 月に開かれる。
- ② 臨時学生委員会については、必要に応じこれを開催することができる。

#### 第 47 条(会議の召集)

学生委員会の開催は、学生委員長が文書（または電子式文書。この場合、公印は省略する）をもってこれを召集する。

#### 第 48 条(学生委員会構成員ならびに会議の成立)

- ① 学生委員会は、委員長、副委員長、連盟委員によって構成され、それぞれ発言権をもつ。
- ② 学生委員会は、議決権を有する者の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

#### 第 49 条(会議の傍聴)

- ① 次期連盟委員候補となった者は、会議を傍聴し、議長の許可を得て発言することができる。
- ② 理事会構成員は会議に出席し、意見を述べることができる。
- ③ 議長が許可した者は、会議を傍聴することができ、議長の許可を得て発言することができる。

#### 第 50 条(議決権)

学生委員会の議決権は、学生委員会構成員にそれぞれ一票を与え、過半数をもって決議される。

#### 第 51 条(議長)

定例学生委員会、臨時学生委員会の議長は学生委員長が務める。

#### 第 52 条(議事録)



- ① 学生委員会は、会議開催ごとに議事録を作成し、学生委員会構成員ならびに理事会構成員への配布を行い、議長が記名押印の上これを永久保管する。
- ② 前項の実務については、事務局がこれを行う。

## 第八章 事務局

### 第 53 条(事務局)

本連盟は、会務執行のため事務局をおき、その中に書記部、会計部、記録部、総務部をおく。

### 第 54 条(事務局長)

- ① 事務局長は、事務局各部の監督指導を行う。
- ② 事務局長は、理事会の決定により就任する。

### 第 55 条(副事務局長)

- ① 事務局長は、理事会の承認を経て、副事務局長を指名することができる。
- ② 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、これを代行する。

### 第 56 条(書記部)

- ① 書記部は、本連盟の総会、理事会、学生委員会、その他重要な会議の議事録を作成・保管する。
- ② 作成された議事録は、総務部より本連盟役員に都度配布されなければならない。
- ③ 書記部の定員は 3 名以上とし、本連盟構成員の内より事務局長の指名により任命される。
- ④ 書記部は、部員の内より 1 名を互選により、理事会の承認を経て書記部長に任命する。書記部長は、書記部業務が円滑に遂行されるよう、理事長、学生委員長、事務局長との緊密なる連絡を常とし、部内の指導統括に努めなければならない。

### 第 57 条(会計部)

- ① 会計部は、本連盟の当該年度の事業予算書を作成し、理事会に提出する。
- ② 会計部は、本連盟の事業予算を管理し、別に定める会計運用細則に則り、出納を行う。
- ③ 会計部は、本連盟の決算報告書を作成し、監査による会計監査を経た後に、理事会に提出する。
- ④ 会計部の定員は 3 名以上とし、本連盟構成員の内より事務局長の指名により任命される。
- ⑤ 会計部は、部員の内より 1 名を互選により、理事会の承認を経て会計部長に任命する。会計部長は、会計部業務が円滑に遂行されるよう、理事長、学生委員長、事務局長との緊密なる連絡を常とし、部内の指導統括に努めなければならない。

### 第 58 条(記録・広報部)

- ① 記録・広報部は、本連盟に所属する全ての会員の公式試合、チーム成績、個人成績等の記録ならびに本連盟の主催、後援または公認する各種大会の全ての公式記録を収集し、本連盟構成員または本連盟関係者より要求のある時は速やかに提出できるよう、体系的に管理・保管を行わなければならない。
- ② 記録・広報部は、本連盟方針の下、広報活動及び渉外活動を行う。
- ③ 記録・広報部の定員は、3 名以上とし、本連盟構成員の内より事務局長の指名により任命される。
- ④ 記録・広報部は、部員の内より 1 名を互選により、理事会の承認を経て記録・広報部長に任命する。記録・広報部長は、記録・広報部業務が円滑に遂行されるよう、理事長、学生委員長、事務局長、各種大

会実行委員会本部長との緊密なる連絡を常とし、部内の指導統括に努めなければならない。

#### 第 59 条(総務部)

- ① 総務部は、本連盟の各種会議・会合の準備、書類の配布等を主たる業務とし、その他、理事長、学生委員長、事務局長の指示に基づく各種業務のほか、本連盟の業務遂行に必要な作業を行う。
- ② 総務部の定員は、3 名以上とし、本連盟構成員の内より事務局長の指名により任命される。
- ⑥ 総務部は、部員の内より 1 名を互選により、理事会の承認を経て総務部長に任命する。総務部長は、総務部業務が円滑に遂行されるよう、理事長、学生委員長、事務局長との緊密なる連絡を常とし、部内の指導統括に努めなければならない。

#### 第 60 条(任期)

- ① 事務局長ならびに副事務局長の任期は 2 年間とする。但し、再任を妨げない。
- ② 事務局各部の任期は 1 年間とする。但し、再任を妨げない。
- ③ 補欠のため新たに選出されたものは、前任の残任期間を任期とする。

## 第九章 特別委員会

#### 第 61 条(特別委員会)

本連盟は、本連盟の目的達成あるいは事業遂行のため、理事会の承認を経て特別委員会を設置することができる。

## 第十章 会 計

#### 第 62 条(会計年度)

本連盟の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

#### 第 63 条(運営費)

- ① 本連盟は、会員の加盟大学の登録費により運営される。
- ② 登録費のほかに収入のあった場合は、これを運営費一般会計に組み入れなければならない。

#### 第 64 条(予算)

- ① 本連盟の当該年度の事業予算は、理事会で審議された後、総会の承認をもって成立する。
- ② 本連盟の事業運営にあたり、成立した予算を超える場合、理事会は補正予算を組むものとする。

## 第十一章 賞 罰

#### 第 65 条(内部表彰)

本連盟は、本連盟の目的達成に多くの功績があったと認められるものを特別に表彰することができる。

#### 第 66 条(処罰)

- ① 本連盟は、以下の場合において、会員または構成員を処罰する。
  1. 会員もしくは構成員が、本連盟規約、規定、申し合わせに違反した場合
  2. 会員もしくは構成員が、本連盟の名誉を傷つけた場合
  3. その他、理事会または学生委員会が不都合と認める行為があった場合
- ② 処罰の種類は以下の通りとする。
  1. 本連盟からの除名
  2. 活動停止
  3. 大会出場の停止
  4. 対外試合の停止
  5. 警告
  6. その他、理事会が決定する処罰
- ③ 本条第①項に該当する事実があった場合は、理事会が事実の認定を行い、前項に規定する処罰の種類を決定し、文書をもって通告を行うものとする。但し、会員の除名については総会の承認を得るものとする。
- ④ 理事会は第②項の処罰の決定に際しては、当該会員もしくは構成員に対し充分弁明の機会を与え、関係者の意見をよく聴取した後に、決定しなければならない。

## 第十二章 大会規定

### 第 67 条(大会規定)

大会規定は、理事会の承認を必要とする。

## 第十三章 規約の施行

### 第 68 条(規約の地位)

本規約は、全日本大学軟式野球連盟の基本的規定であり、この条則に反する会則ならびにその他一切の諸規約は、その効力を有しない。

### 第 69 条(規約の改正)

本規約の改正にあたっては、総会において議決権を有する者の3分の2以上の出席を必要とし、議決権を有する者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

### 第 70 条(運用細則)

本連盟は、本規約施行のため、別に下記の運用細則を定めることができる。

1. 会計運用細則
2. 加盟申請細則
3. 理事会が必要と認める細則

### 第 71 条(解釈)

本規約ならびにこれに付随する諸規定、細則、手続きに関して解釈上の疑義が生じた場合は、理事長、学生委員長、事務局長が協議の上、最終判断を下すこととする。

## 第十四章 書類の保管

### 第 72 条(書類の保管)

本連盟の事業書類、会計書類等は事務局長が責任をもって管理保管しなければならない。

以上

(制定・改正・施行履歴)

昭和 54 年 8 月 1 日制定・施行、昭和 56 年 6 月 28 日改正・施行、昭和 62 年 3 月 8 日改正、昭和 62 年 4 月 1 日施行、昭和 63 年 6 月 26 日改正・施行、平成 3 年 4 月 1 日改正・施行、平成 12 年 8 月 12 日改正・施行、平成 13 年 12 月 2 日改正・施行、平成 14 年 4 月 21 日改正・施行、平成 14 年 12 月 8 日改正・施行、平成 15 年 4 月 20 日改正・施行、平成 18 年 4 月 1 日改正・施行、平成 19 年 4 月 22 日改正・施行、平成 20 年 4 月 27 日改正・施行(12 条、15 条、25 条への名誉会長追記ならびに 23 条への指名連盟委員追加規定)、平成 20 年 8 月 3 日改正・施行(26 条、27 条および 40 条への名誉会長追記)、平成 21 年 4 月 26 日改正・施行(第 38 条および第 46 条における定例会議開催月および回数の変更)、平成 23 年 4 月 24 日改正・施行(第 17 条における理事長選任方法および第 24 条に監査最大人数の変更)、平成 23 年 6 月 26 日改正・施行(第 58 条における記録・広報部の職務分掌追加)、平成 27 年 4 月 26 日改正・施行(別表における関東Ⅱ部大学軟式野球連盟を東京新大学軟式野球連盟へ改称)

(別表) 全日本大学軟式野球連盟・加盟連盟(「会員」)

北海道地区大学軟式野球連盟

奥羽地区大学軟式野球連盟

東北地区大学軟式野球連盟

東京六大学軟式野球連盟

東都大学軟式野球連盟

首都大学軟式野球連盟

北関東大学軟式野球連盟

東関東大学軟式野球連盟

南関東大学軟式野球連盟

東京新大学軟式野球連盟

関東新大学軟式野球連盟

長野県大学軟式野球連盟

新潟地区大学軟式野球連盟

東海学生軟式野球連盟

北陸地区大学軟式野球連盟

東近畿学生軟式野球連盟

関西六大学学生軟式野球連盟

西都大学軟式野球連盟

京滋大学軟式野球連盟

中国地区大学軟式野球連盟

四国地区大学軟式野球連盟

九州地区大学軟式野球連盟

沖縄県大学軟式野球連盟